

ルーケストサッカーカースクール八千代校 会員規約（案）

第1条（名称、所在地）

本スクールは『ルーケストサッカーカースクール八千代校』と称し、事務局を千葉県八千代市緑が丘西2丁目13番地3号に置きます。

第2条（目的）

本スクールは、地域に根ざしたスポーツクラブとして、地域に生活する人々と共に発展すべく、地域の少年少女サッカー人口の増加、優秀なプレーヤーを輩出する土壌作りを図りながら、地域の少年少女の健全育成に寄与することを目的とします。

第3条（組織活動）

- 1.本スクールは、小学生のクラスで構成され、運営します。
- 2.本スクールの指導日程は、別途これを定めますが、諸事情により変更することがあります。
- 3.本スクールは、日本サッカー協会へのチーム登録・個人登録及び活動を行いません。
- 4.本スクール活動については、スクール規定のトレーニングウェアにて活動します。入会に際しては、このトレーニングウェア（オプションあり）の購入が必要となります。

第4条（入会資格）

- 1.本スクールに入会する者は、以下の要件を備えていなければなりません。
 - ①本スクールの趣旨に賛同していること
 - ②スポーツに適した健康状態であること
 - ③本規約を順守すること
 - ④本スクール所定の手続き（入会フォームの利用規約の同意）を行い、本スクールが入会を認められた者であること
 - ⑤保護者、親族に反社会的勢力に関与している者がいないこと
- 2.入会が認められた者（以下「会員」とします）の保護者は、スクール保護者会の会員となるものとします。

第5条（会費）

- 1.会員は、別途定める入会金、年会費、月会費を支払うものとします。
- 2.入会金、年会費は入会日までに会員指定のクレジットカード決済とします。なお、第11条による退会届の提出がない場合、更に1年間自動更新となりますので、年会費は継続してクレジットカード決済となります。
- 3.月会費は月末（入会時のみ入会日まで）に会員指定のクレジットカード決済と致します。

第6条（会費の割引）

- 1.本スクールは以下に掲げる会費割引を実施します。
 - ①家族割引：同一家族内で複数人（兄弟姉妹も含む）が入会している場合は、通算して2人目以降の会員に関する年会費を無料とします。この割引の適用は、通算して2人目以降という条件を満たした翌月から適用され、逆に兄弟姉妹が退会したことにより条件を満たさなくなった場合は翌月から割引の適用はなくなります。
 - ②ひとり親御様割引：会員の保護者より、「ひとり親」であることの申し出があった場合、月会費を2,000円割引します。
※ひとり親御様であることを証明する書類の提出が必要となります
- 2.前項の割引制度は重複して適用可能です。

第7条（変更届）

会員は、入会時に提出した住所、電話番号等の情報に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに事務局まで届け出なければなりません。

第8条（健康管理）

会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとします。

第9条（保険の加入）

- 1.会員は入会と同時に本スクール所定のスポーツ傷害団体保険に加入することとし、加入手続きは事務局で行います。なお、傷害、事故の場合における補償および責任は加入する保険会社の約款に従うものとします。
- 2.本スクールは会員に対し、本スクール活動中において事故のないように万全の注意を払いますが、サッカーの練習中の不測の事故による傷害に対しての補償については、会員が本スクールにおいて加入するスポーツ傷害団体保険の適用がある範囲の限りとし、それ以外の補償は負わないものとします。また、本スクール外における行為、事故（本スクールへの移動中等）は補償の対象

となりません。

第10条（免責）

1. 会員の私物は会員又は保護者の責任で管理するものとし、本スクールは盗難、紛失、破損等の責任を負いません。
2. 会員同士（保護者含む）のトラブルに関して、本スクールは責任を負いません。
3. 前二項については、本スクールの故意又は重過失がある場合はその限りではありません。

第11条（休会、退会）

1. 休会・退会をする者は、必ず2週間前までに事務局まで所定の方法にて届けなければなりません。2週間前までに届け出がない場合は原則としてその翌月の月会費を徴収いたします。
2. 休会については、期間を3ヵ月以内とし、休会期間が経過した後は自動的に複会になります。ただし、特別な理由により本スクールが認めた場合はこの限りではありません。休会時の会費は発生しません。

第12条（資格停止及び除名）

本スクールは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格の一時停止または除名をすることができます。この場合、本スクールが既に受領済みの会費は返還しないものとします。

- ① 本スクールの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき
- ② 本規約、その他本スクールが定める規則に違反したとき
- ③ 入会書類への虚偽記載が判明したとき
- ④ 本スクールの合理的な指示・指導に従わないとき
- ⑤ 本スクールの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- ⑥ 本スクールの施設を故意に毀損したとき
- ⑦ 他人に感染するおそれのある疾病に罹患したとき
- ⑧ その他本スクールが会員としてふさわしくないと認めたとき

第13条（休校・振替・閉鎖）

天災地変、社会情勢の変化、重篤な感染症の流行その他通常のスクール運営を継続することが困難となる不可抗力事由が生じた時は、本スクールを休校、振替もしくは閉鎖することがあります。

第14条（写真・映像の使用）

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を本スクールのホームページ、その他SNS等、本スクールのプロモーションに使用することがあります。

第15条（個人情報の取り扱い）

1. 本スクールは会員および保護者の個人情報を、本スクールの運営（第14条の写真、映像の使用を含みます）にのみ利用し、別途定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づいて厳正に取り扱います。
2. 入会に際し、会員および保護者は本スクールによる個人情報の取り扱いに同意するものとします。

第16条（附則）

1. 本スクールは、会員に事前の承諾を得ることなく本規約の内容を必要に応じ改定することができるものとし、会員は予めこれに同意します。
2. 本スクールは、本規約に定めない事項について、細則を定めることができます。
3. 本規約を改定した場合は、ホームページ等の合理的な方法により周知します。また、会員は、変更内容周知後または新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなされます。

第17条（施行）

本規約は2023年9月19日より施行します。